

山梨県公報

号外第二十七号

平成二十三年

四月一日

金 曜 日

目 次

選挙管理委員会

山梨県議会議員一般選挙の執行	一
山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者	二
山梨県議会議員一般選挙において山梨県選挙管理委員会書記が駐在して職務する場所	二
山梨県議会議員一般選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所	三
山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時	三
山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができない日	四
山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙区	四
山梨県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(十七件)	五
山梨県議会議員一般選挙における選挙区の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時(十七件)	七

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十二年法律第六十八号)第一条第一項の規定により山梨県議会議員一般選挙を次のとおり執行する。

平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗

敏

- 一 選挙の期日 平成二十三年四月十日
- 二 選挙すべき議員の数

選挙区	議員数
西八代郡	一人
南巨摩郡	二人
中巨摩郡	一人
南都留郡	二人
甲府市	九人
富士吉田市	二人
都留市・西桂町	二人
山梨市	二人
大月市	一人
韮崎市	一人
南アルプス市	三人
北杜市	二人
甲斐市	三人
笛吹市	三人
上野原市・北都留郡	一人
甲州市	二人
中央市	一人

山梨県選挙管理委員会告示第三十七号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 戸栗 敏

選挙区名	選挙長		職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
西八代郡	甲斐市西八幡七二八番地	塚田 豊	中央市若宮三三番地五	本田 晴彦
南巨摩郡	南アルプス市下今井四八三番地	戸栗 敏	南アルプス市小笠原二〇〇番地一三	渡邊 文昭
中巨摩郡	甲府市丸の内二丁目一五番一五号	成澤 秀仁	南アルプス市浅原二二一番地三	望月 等
南都留郡	笛吹市御坂町下黒駒八三八番地	小林 則嗣	笛吹市一宮町北都塚一九九番地	中村 一也
甲府市	甲府市上石田二丁目三五番一三三号	山田 泰良	甲府市中央二丁目七番三三号	立川 茂
富士吉田市	富士吉田市上吉田四丁目九番三三号	堀内 久男	富士吉田市上暮地二丁目八番五号	舟久保 道男
都留市・西桂町	都留市古川渡八六八番地	小俣 健	都留市桂町一〇七五番地	天野 正夫
山梨市	山梨市牧丘町窪平	上野 賀久	山梨市小原東五〇	戸泉 重雄

大月市	一番地	大月市七保町葛野二〇五九番地	鈴木 紀男	大月市梁川町綱の上二三五番地	杉本 幸夫
葦崎市	六番地	葦崎市清哲町青木一八九〇番地一	雨宮 高	葦崎市穂坂町三之蔵五二四六番地	中澤 定茂
南アルプス市		南アルプス市和泉三三五番地一	石原 松彦	南アルプス市中野二六九三番地	小野 幸男
北杜市		北杜市高根町上黒澤八五七番地	古屋 昭	北杜市長坂町日野一三〇番地	向井 孝雄
甲斐市		甲斐市竜王新町六二二番地	小宮山 恒三	甲斐市中下条一五〇四番地一	堀内 克一
笛吹市		笛吹市一宮町市之蔵六九番地	堀内 義夫	笛吹市石和町中川四五二番地	関本 逸兵
上野原市・北都留郡		上野原市上野原一〇八四番地	山川 新平	上野原市大倉一〇三四番地五	菊地 重光
甲州市		甲州市塩山西広門田六五八番地二	那須 功紀	甲州市勝沼町勝沼一四一三番地四	丸山 正太郎
中央市		中央市極楽寺七〇五番地	松村 昭彦	中央市今福新田四五三番地	塩島 武雄

山梨県選挙管理委員会告示第三十八号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙における市の選挙区（都留市・西桂町選挙区及び上野原市・北都留郡選挙区を含む。）において、山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 戸栗 敏

選挙区名	山梨県選挙管理委員会書記が駐在して執務する場所
甲府市	甲府市幸町一五番六号 甲府市役所南庁舎
富士吉田市	富士吉田市下吉田一八七七番地 富士吉田市立産業会館
都留市・西桂町	都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所
山梨市	山梨市小原西八四三番地 山梨市役所
大月市	大月市大月二丁目六番二〇号 大月市役所
韮崎市	韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所
南アルプス市	南アルプス市小笠原三七六番地 南アルプス市役所
北杜市	北杜市須玉町大豆生田九六一番地一 北杜市役所
甲斐市	甲斐市篠原二六一〇番地 甲斐市役所
笛吹市	笛吹市石和町市部七七七番地 笛吹市役所
上野原市・北都留郡	上野原市上野原三八三番地 上野原市役所
甲州市	甲州市塩山上於菅一〇八五番地一 甲州市役所
中央市	中央市白井阿原三〇一番地一 中央市役所

山梨県選挙管理委員会告示第三十九号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙において、候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。
平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 戸栗 敏

届出事項等	受付場所
選挙事務所設置(異動)届 出納責任者選任(異動)届 選挙運動事務員等の届 選挙運動の公費負担の届	郡の選挙区にあつては、山梨県選挙管理委員会事務局 市の選挙区(都留市・西桂町選挙区及び上野原市・北都留郡選挙区を含む。)にあつては、当該市の市役所(ただし、富士吉田市にあつては富士吉田市立産業会館)
選挙運動に関する収支報告書	山梨県選挙管理委員会事務局

山梨県選挙管理委員会告示第四十号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場
所及び日時は、次のとおりである。
平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 戸栗 敏

選挙区名	場 所	日 時
西八代郡	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	平成二十三年四月十二日 午前九時
南巨摩郡	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	平成二十三年四月十二日 午前九時三十分
中巨摩郡	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	平成二十三年四月十二日

南都留郡	甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	平成二十三年四月十二日 午前十時三十分	午前十時
甲府市	甲府市青沼三丁目五番四四号 甲府市総合市民会館	平成二十三年四月十日 午後九時	
富士吉田市	富士吉田市下吉田八八六番地 富士吉田市立下吉田中学校	平成二十三年四月十日 午後九時	
都留市・西桂町	都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所	平成二十三年四月十一日 午前十時	
山梨市	山梨市上石森七〇一番地 山梨市民総合体育館	平成二十三年四月十日 午後九時十五分	
大月市	大月市大月二丁目七番四三三号 大月市立大月東小学校	平成二十三年四月十日 午後九時十五分	
韮崎市	韮崎市本町四丁目九番一号 韮崎市営体育館	平成二十三年四月十日 午後九時十五分	
南アルプス市	南アルプス市寺部七二〇番地 南アルプス市若草体育館	平成二十三年四月十日 午後九時	
北杜市	北杜市高根町村山北割一一一番地 北杜市高根体育館	平成二十三年四月十日 午後九時十五分	
甲斐市	甲斐市篠原二七二八番地二〇 甲斐市竜王武道館	平成二十三年四月十日 午後九時	
笛吹市	笛吹市八代町南四五七番地 笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館	平成二十三年四月十日 午後九時	

上野原市・北都留郡	上野原市上野原三八三番地 上野原市役所	平成二十三年四月十一日 午前十時
甲州市	甲州市塩山上於曾一〇八五番地一 甲州市役所	平成二十三年四月十日 午後九時十五分
中央市	中央市白井阿原一七四〇番地八〇 中央市立田富市民体育館	平成二十三年四月十日 午後九時

山梨県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

ポスターを掲示することができる日 平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙において、次の選挙区の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十三年四月一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸栗 敏

- 甲府市選挙区
- 富士吉田市選挙区
- 山梨市選挙区
- 大月市選挙区
- 韮崎市選挙区
- 南アルプス市選挙区
- 北杜市選挙区
- 甲斐市選挙区

笛吹市選挙区
甲州市選挙区
中央市選挙区

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区

選挙長 塚田 豊

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

(ただし、平成二十三年四月一日午前八時三十分から午後五時までに限り、西八代郡市川三郷町市川大門一七九〇番地三市川三郷町役場とする。)

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の南巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区

選挙長 戸栗 敏

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

(ただし、平成二十三年四月一日午前八時三十分から午後五時までに限り、南巨摩郡富士川町鯉沢七七一番地二南巨摩合同庁舎とする。)

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 成澤 秀仁

甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県庁

(ただし、平成二十三年四月一日午前八時三十分から午後五時までに限り、中巨摩郡昭和町押越五四二番地二昭和町役場とする。)

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 小林 則嗣

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

(ただし、平成二十三年四月一日午前八時三十分から午後五時までに限り、都留市田原三丁目三番三号南都留合同庁舎とする。)

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 山田 泰良

甲府市幸町一五番六号 甲府市役所南庁舎

(ただし、平成二十三年四月一日午前八時三十分から午後五時までに限り、甲府市青沼三丁目五番四四号甲府市総合市民会館とする。)

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 堀内 久男

富士吉田市下吉田一八七七番地 富士吉田市立産業会館

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 小俣 健

都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区
選挙長 上野 賀久
山梨市小原西八四三番地 山梨市役所

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区
選挙長 鈴木 紀男
大月市大月二丁目六番二〇号 大月市役所

山梨県議会議員一般選挙市選区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の市選区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙市選区
選挙長 雨宮 高
市選区水神一丁目三番一号 市選区役所

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区
選挙長 石原 松彦
南アルプス市小笠原三七六番地 南アルプス市役所

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区
選挙長 古屋 昭
北杜市須玉町大豆生田九六一番地一 北杜市役所

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区
選挙長 小宮山 恒三
甲斐市篠原二六一〇番地 甲斐市役所

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区
選挙長 堀内 義夫
笛吹市石和町市部七七七番地 笛吹市役所

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区
選挙長 山川 新平
上野原市上野原三八三番地 上野原市役所

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区における選挙長

の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選挙長 那 須 功 紀

甲州市塩山上於首一〇八五番地一 甲州市役所

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選挙長 松 村 昭 彦

中央市臼井阿原三〇一番地一 中央市役所

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡選挙区

選挙長 塚 田 豊

一場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の南巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙南巨摩郡選挙区

選挙長 戸 栗 敏

一場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 成 澤 秀 仁

一場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 小 林 則 嗣

一場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 山 田 泰 良

一場所 甲府市幸町一五番六号 甲府市役所南庁舎

二日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 堀内 久 男

- 一場所 富士吉田市下吉田一八七七番地 富士吉田市立産業会館
- 二日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 小 俣 健

- 一場所 都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所
- 二日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第一項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

選挙長 上 野 賀 久

- 一場所 山梨市小原西八四三番地 山梨市役所
- 二日時 平成二十三年四月七日 午後六時

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第一項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選挙長 鈴木 紀 男

- 一場所 大月市大月二丁目六番一〇号 大月市役所
- 二日時 平成二十三年四月七日 午後五時二十分

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区

選挙長 雨 宮 高

- 一場所 韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所
- 二日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

選挙長 石 原 松 彦

- 一場所 南アルプス市小笠原三七六番地 南アルプス市役所
- 二日時 平成二十三年四月七日 午後六時

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区において、公職

選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二條第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区

選挙長 古屋 昭

- 一 場所 北杜市須玉町大豆生田九六一番地一 北杜市役所
二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二條第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区

選挙長 小宮山 恒三

- 一 場所 甲斐市篠原二六一〇番地 甲斐市役所
二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二條第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区

選挙長 堀内 義夫

- 一 場所 笛吹市石和町市部七七七番地 笛吹市役所
二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第一号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六

十二條第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区

選挙長 山川 新平

- 一 場所 上野原市上野原三八三番地 上野原市役所
二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時十五分

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二條第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選挙長 那須 功紀

- 一 場所 甲州市塩山上於曾一〇八五番地一 甲州市役所
二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第二号

平成二十三年四月十日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二條第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十三年四月一日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選挙長 松村 昭彦

- 一 場所 中央市白井阿原三〇一番地一 中央市役所
二 日時 平成二十三年四月七日 午後五時三十分

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番